

「みなと緑地 PPP（港湾環境整備計画制度）」等を  
活用した「みなと 100 年公園」における  
官民連携事業の共創・推進に向けた  
マーケットサウンディング実施要領



福岡市 港湾空港局 総務部  
財産活用担当

令和 6 年 7 月



## 1. 目的

港湾緑地である「みなと100年公園」は、港湾エリアにおける自然環境の保全や良好な景観の形成、周辺住民や市民などの利用者の憩いや賑わいの場、有事の際の屋外避難場所といった様々な機能を提供してきましたが、供用開始から25年近くが経過し、ベンチや休憩所、遊具等の既存施設の老朽化や陳腐化が進み、さらには植栽や樹木が生い茂り過ぎているなど、提供してきた機能の維持、魅力や利便性等の低下が課題となっております。

そこで福岡市ではこの課題を解決していくため、本マーケットサウンディングを通じて、「みなと緑地 PPP（正式制度名：港湾環境整備計画制度）」の活用を前提に、「みなと100年公園」が提供してきた機能の維持・向上、そして魅力や利便性等の向上に資するご意見やご提案等を頂戴しながら、より良質な官民連携事業を共創・推進していくことを目指しております。

## 2. スケジュール

① 令和6年7月24日（水）	実施要領等公表
② 令和6年7月24日（水）～	質問書受付
③ 令和6年7月24日（水）～12月27日（金）	参加申込書受付
④ 令和6年7月24日（水）～12月27日（金）	調書・提案書受付
⑤ 令和6年7月26日（金）～12月27日（金）	個別対話実施
⑥ 令和7年1月中	結果概要公表

※公表致します実施要領や結果概要は「6. お問い合わせ先」に記載のURLにてご確認ください。

※質問書や参加申込書、調書・提案書は、「6. お問い合わせ先」記載のメールアドレスにご送付ください。

### ①実施要領等公表

実施要領及び【様式1】質問書及び【様式2】参加申込書をホームページにて公表致します。  
なお、紙の配布は行いませんのでご了承ください。

### ②質問書受付

実施要領及び参加申込書等、マーケットサウンディングへのご参加に関するご質問がある場合は、【様式1】に必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。なお、頂戴したご質問には個別には回答せず、質問者が特定されないよう配慮したうえで、5営業日以内を目途にホームページにて公表致します。

### ③参加申込書受付

【様式2】に必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。ご提出が確認でき次第、【様式3】調書・提案書を送付致します。

### ④調書・提案書受付

【様式3】に必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。ご提出が確認でき次第、順次個別対話の日時や場所を連絡致します。

### ⑤個別対話実施

ご提出いただきました【様式3】等の内容に基づく意見交換・質問回答を中心とした対話を実施致します。

対話にあたりましては、【様式3】等の内容を保護する観点から、参加者と市職員（必要に応じて関連業務を受託している民間事業者）のみにて行わせていただきます。

なお、個別対話の際にご同席いただける人数についてご希望に添えない場合がございますことをご了承ください。

また、オンラインでの個別対話についても対応致しますが、必要となるツールや URL 等は参加者にてご指定・ご準備ください。

- ・日 時：令和6年7月26日（金）～12月27日（金） 10:00～17:00
- ・場 所：福岡市港湾空港局（福岡市博多区沖浜町12-1）  
もしくは福岡市役所（福岡市中央区天神一丁目8番1号）
- ・所要時間：60分程度/回

### ⑥結果概要公表

本マーケットサウンディングの結果につきましては、参加者が特定されないよう、また調書・提案書の内容が保護されるよう十分配慮させていただいたうえで、概要をホームページにて公表致します。

## 3. 参加資格

「みなと緑地 PPP」等を活用した「みなと100年公園」における官民連携事業に関心と意欲をお持ちの単独の企業又は複数の企業からなる連合体と致します。

ただし、次の各号に該当する場合にはご参加いただけません。

- ①地方自治法施行令第167条の4に該当する者。
- ②調査参加申込書提出時点で、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている者。  
※措置要領が掲示されているホームページアドレス  
[https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku\\_kanri/keiyaku\\_hp/law\\_index.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html)
- ③調査参加申込書提出時点で、措置要領別表第1及び第2、第3の各号に規定する措置要件に該当する者。
- ④会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者、会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者、その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者。

#### 4. マーケットサウンディング概要（個別対話項目）

「みなと緑地 PPP」等の活用を前提とした官民連携事業について、主に次の項目について【様式 3】等をご提出いただき、その内容に沿って個別対話を実施致します。なお、詳細及び全ての項目につきましては、【様式 3】等にてご確認ください。

- (1) みなと緑地 PPP 等を活用したみなと 100 年公園における官民連携事業
  - ・ランドスケープやインフラ等をリデザイン・リビルドする緑地再整備事業及び民間活力導入によりみなと 100 年公園の魅力や利便性等を向上させるリニューアル・管理運営事業の 2 事業にて相乗効果創出を図る事業構成 など
- (2) 緑地再整備事業
  - ・リニューアル・管理運営事業実施を見据えた再整備の事業方針 など
- (3) リニューアル・管理運営事業
  - ・緑地再整備事業実施を前提とした新たな施設の設置や既存施設の更新に関する事業内容
  - ・みなと 100 年公園全域の管理運営に関する事業内容
  - ・みなと 100 年公園が設置されている香椎浜校区や周辺のエリア（城浜校区やアイランドシティ等）の活性化や課題解決といった地域貢献に関する事業内容 など

#### 5. 留意事項

- (1) 本マーケットサウンディングにて使用する資料等の内容は検討中のものであり、今後予告なく変更する場合がございます。
- (2) 本マーケットサウンディングにて使用する資料等を福岡市の許可なく二次使用することはご遠慮ください。
- (3) 本マーケットサウンディングにて使用する資料や個別対話等の内容を福岡市の許可なく第三者へご提供することはご遠慮ください。
- (4) 本マーケットサウンディングにご参加いただく際の一切の費用は、参加者にてご負担ください。
- (5) 本マーケットサウンディングにて福岡市にご提出された資料等は、理由の如何に問わず、返却致しません。
- (6) 本マーケットサウンディングにて福岡市にご提出された資料等は、福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となる場合があります。福岡市が必要と認める場合は、同条例第 7 条に規定する非公開情報を除き、参加者に事前に確認した後に、全部もしくは一部を公開することがございます。
- (7) 必要に応じて、全部又は一部の参加者に対して、追加の個別対話や文書照会を行うことがございます。
- (8) 本マーケットサウンディングにていただくご意見やご提案は、今後の実施を検討している官民連携事業の事業者公募等の参考と致します。なお、本マーケットサウンディングへのご参加の有無、ご意見等の内容は事業者公募等へのご参加の可否や事業者(優先交渉権者)決定に一切影響を及ぼすこととはございません。
- (9) 事業者公募等の実施については、本マーケットサウンディングの結果や福岡市の様々な施策推進など、官民連携事業の共創・推進により見込まれる効果・成果を総合的に勘案し、判断致します。

## 6. お問い合わせ先

福岡市港湾空港局 総務部 財産活用担当

住 所：〒812-8620 福岡市博多区沖浜町 12-1 博多港センタービル 8 階

担当者：阿部

電 話：092-282-7039

メール：[zaisankatsuyo.PHB@city.fukuoka.lg.jp](mailto:zaisankatsuyo.PHB@city.fukuoka.lg.jp)

ホームページ：[https://www.city.fukuoka.lg.jp/kowan/zaisankatuyou/business/R5\\_minato100\\_ideabosyu\\_1.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/kowan/zaisankatuyou/business/R5_minato100_ideabosyu_1.html)